

堺情審第23-3-7号
(答申第116号)
令和7年12月17日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市情報公開審査会
会長 豊 永 泰 雄

諮問に対する答申

令和6年2月14日付け健福総第1865号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	①堺市権利擁護サポートセンター運営委員会及び運営協議会に係る会議資料 ②市民後見人及び成年後見制度の促進に関する意見交換会に係る会議資料 及び関連する決裁文書 ③三社協事務局会議に係る会議資料
実施機関 (処分庁)	堺市長 (健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長 (健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課)

答 申

第1 審査会の結論

令和6年2月14日付けで諮問のあった「一部非公開決定とする理由提示の不備」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った堺市公文書一部公開決定の理由の提示についての記載は妥当であるが、一部公開決定で非公開とした内容について、「堺市地域連携ネットワーク協議会 ワーキングチーム 名簿に記載されているメンバー1名の氏名」は公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和5年10月17日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「堺市社会福祉審議会委員であるAにかかり、長寿支援課が保有する一切の公文書」の公開請求をした。
- 2 実施機関は、同年10月27日、審査請求人と請求対象に次の公文書を含むものとすることを確認した。

「堺市が堺市権利擁護サポートセンター（堺市社会福祉協議会）へ委託している事業に関するもの」

（留意事項）

- ・Aについての記載があるものを対象とする。
 - ・本件対象公文書公開請求書については、各文書のみならず、関連する決裁自体も請求対象とする。
 - ・会議開催にかかるものについては、該当会議へのAの出欠に関わらず、対象とする。
 - ・市HP等で公開済みのものも対象とする。
- 3 実施機関は、同年10月31日、「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会及び運営協議会に係る会議資料、市民後見人及び成年後見制度の促進に関する意見交換会に係る会議資料及び関連する決裁文書、三社協事務局会議に係る会議資料」のうち、「次第、参加者名簿、座席図、議事録等において氏名が記載されている部分。ただし、公にされている情報は除く。」を条例7条1号により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - 4 審査請求人は、同年11月14日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

一部非公開とする理由提示が不十分であり、不適法であるため。

「堺市情報公開条例7条1号に該当。個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」

上記理由では不明のため、実施機関の担当に電話確認したところ、公文書上の氏名についての公開・非公開の基準は、例えば、社会福祉協議会の一般職員名は非公開である一方、公職に就いている個人の氏名は公開であるなどの説明がなされた。

そもそも、理由は、処分書の記載自体から知り得るものではなければならない。また、処分書の記載自体における理由提示が不十分である場合、追完できない。

については、氏名の公開・非公開にかかる基準についても、決定通知書自体に記載されるべきである。

第5 実施機関の主張要旨

公開しないことと決定した部分について、行政機関の職員名以外の個人識別情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例7条1号に該当する。

なお、条例7条1号ただし書ウは、個人に関する情報であっても、当該個人が公務員である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは当該公務員の職及び氏名等を公開すると定めている。そのため、職員氏名を公開した。

また、その他公開した者の氏名については、本件処分を決定した時点において、各団体によって公にされていた情報である。そのため、当該の者の氏名を公開した。

本件処分の理由は以上の事実に基づいて適切かつ明確に具体的な事実を記載したもので、また、条例7条1号に基づき決定したことも明示しており、理由提示の不備に当たらない。

第6 審査会の判断理由

1 本件審査請求の争点について

審査請求人は本件処分における理由提示が不十分であるため、不適法であると主張する。一方、実施機関は行政機関の職員名や公にされている氏名以外の者の

氏名については、条例7条1号により非公開であることを適切かつ明確に記載したものであり、理由提示の不備に当たらないと主張する。

よって、本件審査請求の争点は、本件処分における理由提示が十分であるかどうかであり、当審査会では、その争点について検討する。

また、当審査会では、本件対象公文書を見分し、実施機関が行った本件処分の妥当性についても検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 理由提示の妥当性について

実施機関が本件処分により、公開しないとしたのは、「氏名が記載されている部分」(堺市公文書一部公開決定通知書の「4 公開しない部分」欄)であり、堺市公文書一部公開決定通知書の「5 公開しない理由」欄には、「堺市情報公開条例7条1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と記載されている。

堺市情報公開条例11条3項は、同条2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときの理由の提示について、「当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

これは、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載することが必要であることを述べたものと解される。

堺市公文書一部公開決定通知書の「5 公開しない理由」欄には、根拠規定として、「堺市情報公開条例7条1号」の記載がある。

そして、同欄の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」との記載は、実施機関が認定した事実であり、より具体的に言えば、個人の氏名であるとの認定である。

氏名は特定の個人を識別できる代表的なものであり、よって条例7条1号において、原則として非公開となる。

本件非公開部分が「氏名」であることは、堺市公文書一部公開決定通知書の「4 公開しない部分」欄に記載されており、これと相まって、本件非公開部分につき、実施機関が個人の氏名であると認定して公開しない旨の決定をしたことを具体的に理解できるので、本件処分における理由提示は、決定通知書に記載の内容で十分であると認められる。

(2) 条例7条1号該当性について

堺市情報公開制度においては、個人の氏名であっても、弁護士の氏名については、原則として、条例7条1号ただし書アに該当すると考えられている。

本件対象公文書の堺市地域連携ネットワーク協議会 ワーキングチーム 名簿

に記載されているメンバーの氏名で非公開部分とされた個人の氏名のうち1名については、公開部分によれば、その所属が法律事務所であった。

当該人物が実際に弁護士であるかどうかは、本件対象公文書の記載上、必ずしも明らかではなかったが、職権により、実施機関が非公開とした部分を見分したところ、当該人物が弁護士であることが確認できた。

そうすると、堺市地域連携ネットワーク協議会 ワーキングチーム 名簿に記載されているメンバーのうち1名は弁護士であり、条例7条1号ただし書アに該当すると認められるため、公開すべきである。

3 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 2月14日	諮問書の受理
令和6年 3月 6日	審 議
令和6年 4月25日	審 議
令和7年 8月20日	審 議
令和7年 9月26日	審 議
令和7年10月21日	審 議
令和7年12月15日	審 議
令和7年12月17日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	所 属 等	備 考
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会 長
阪 井 千鶴子	弁 護 士	会長職務代理者
荒 木 修	関西大学法学部教授	(R7. 7. 1~)
権 南 希	関西大学政策創造部教授	(R7. 7. 1~)
結 城 圭 一	弁 護 士	(R7. 7. 1~)
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	(~R7. 6. 30)
坂 本 団	弁 護 士	(~R7. 6. 30)
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究所教授	(~R7. 6. 30)